

2019年3月号 (Vol.5)

森・濱田松本法律事務所 観光法プラクティスグループ

(編集責任者：弁護士 荒井 正児)

1. 改正健康増進法
2. チケット不正転売禁止法

1. 改正健康増進法

2018年7月25日に、健康増進法の一部を改正する法律(以下、改正後の健康増進法を「改正後法」といいます。)が公布されました。改正前の健康増進法においては、多数の者が利用する施設を管理する者に受動喫煙の防止措置を講じる努力義務の規定がありました。2年後の東京オリンピック・パラリンピックを一つの契機として国民の健康増進を一層図るために受動喫煙対策を更に強化していく観点から、健康増進法が改正されました。また、これに伴い、2019年2月22日に、健康増進法施行令の一部を改正する政令等の関係政省令が公布されました(以下、改正後の健康増進法施行規則を「改正後規則」といいます。)

・ 基本的な考え方

健康増進法の一部を改正する法律の基本的な考え方としては、以下の3点が挙げられます。

基本的考え方 第1

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

基本的考え方 第2

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

基本的考え方 第3

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

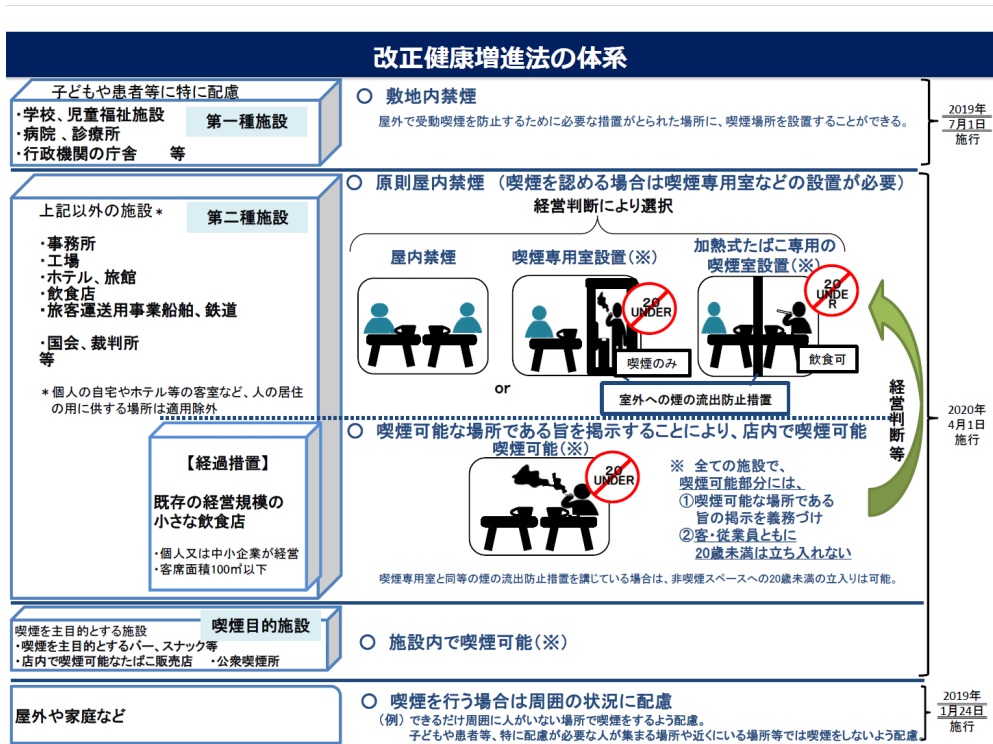
TOURISM INBOUND NEWSLETTER

改正の概要

改正後法においては、国及び地方公共団体に、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める責務があるものとされ（改正後法 25 条¹）、また、国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等²の管理権原者等は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとされています（改正後法 26 条）。

さらに、何人も、屋外や家庭等において喫煙をする際には、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならないものとされています（改正後法 27 条 1 項）。

加えて、以下の図のとおり、多数の者が利用する施設等の類型に応じ、利用者に対して一定の場所以外の場所における喫煙が禁止されています（改正後法 29 条等）。ただし、住居等の人の居住の用に供する場所や旅館・ホテルの客室等³はかかる規制が適用されません（改正後法 40 条第 1 項）。



¹ 改正後法の条文は、段階的改正の最後の改正の施行日である 2020 年 4 月 1 日における全面施行以後の条文によるものとします。以下同じです。

² 改正前は施設（建物）のみが規制の対象となっていました。改正後法では旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車・航空機・鉄道・船舶等も受動喫煙の規制を受けることとなりました。

³ ホテル・旅館については、客室以外は当該規制の適用がありますので留意が必要です。なお、簡易宿所・下宿の客室は個室であれば当該規制が適用されませんが、個室でない場合は適用されます（改正後法 40 条 1 項 2 号）。

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

図：厚生労働省ホームページ 改正健康増進法の体系より引用

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>)

上記の図における第一種施設における「屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置」とは、喫煙をすることができる場所が区画されていること（例えばパーテーション等による区画）、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識⁴を掲示すること、

第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所（例えば建物の裏や屋上）に設置することであるとされています（改正後法 28 条 13 号、改正後規則 15 条）。

また、上記の図における、喫煙専用室において求められているたばこの煙の流出を防止するための技術的基準としては、出入口において、室外から室内に流入する空気の流れが、0.2m 毎秒以上であること、たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること、及び たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていることとされています（改正後法 33 条 1 項、改正後規則 16 条）。

施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置することが禁止されるとともに（改正後法 30 条 1 項）、喫煙をすることができる室に 20 歳未満のものを立ち入らせることも禁止されています（改正後法 33 条 5 項、第 35 条 7 項等）。そして、当該施設等の喫煙禁止場所において喫煙をする者に対しては、その中止又は退出を求めるよう努めなければなりません（改正後法第 30 条 2 項）。さらに、喫煙ができる場所及び当該場所を有する施設等の主たる出入口にその旨の標識を掲示する必要があります（改正後法 33 条 2 項・3 項、35 条 2 項・3 項等）。なお、既存の経営規模の小さな飲食店で喫煙可能室のある施設や喫煙目的施設の管理権原者は、当該施設の営業について広告又は宣伝をするときはその旨を明らかにしなければなりません（改正後法 35 条 8 項、附則 2 条 4 項）。

・ 施行スケジュール

改正健康増進法は、施設等の類型・場所に応じ、施行に必要な準備期間を考慮して、2020 年東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に施行するものとされています。具体的には、国及び地方公共団体の責務等は、2019 年 1 月 24 日、第一種施設に対する規制については、2019 年 7 月 1 日、上記以外の施設等については、2020 年 4 月 1 日とされています。

弁護士 佐伯 優仁

☎ 03 6266 8523

✉ masahito.saeki@mhmjapan.com

⁴ 改正後法で設置が求められる標識例が公表されています（「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（受動喫煙対策）」平成 31 年 2 月 22 日厚生労働省健康局長通知）。以下同じです。

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

2. チケット不正転売禁止法

. はじめに

観光関連のビジネスの中でも、コンサートやスポーツイベント等の各種興行は、集客力が大きいことから極めて重要なビジネスの一つと言えます。しかし、近年、こうした各種興行のチケットが買い占められ、高額で転売される結果、消費者が額面価格を大きく上回る価格でチケットを入手せざるを得なくなる問題が生じていました。

このような不当なチケット高額転売の規制を目的として、「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」(以下「チケット不正転売禁止法」といいます。)が成立し、2018年12月14日に公布されました。同法は、2019年6月14日から施行されることとなっています。

本稿では、チケット不正転売禁止法の概要について、説明いたします。

. 特定興行入場券の不正転売等の禁止

チケット不正転売禁止法は、特定興行入場券の不正転売、特定興行入場券の不正転売を目的とする特定興行入場券の譲受けを禁止しています(チケット不正転売禁止法3条及び4条)。

まずチケット不正転売禁止法が対象とする「興行」とは、「映画、演劇、演芸、音楽、舞踊その他の芸術及び芸能又はスポーツを不特定又は多数の者に見せ、又は聴かせること(日本国内において行われるものに限る。)」をいい、「興行入場券」とは「それを提示することにより興行を行う場所に入場することができる証票(これと同等の機能を有する番号、記号その他の符号を含む。)」をいうと定義されています(同法2条)。この「興行入場券」のうち、次の要件のいずれにも該当するものが、「特定興行入場券」となります。

不特定又は多数の者に販売されること

興行主等(興行の主催者(興行主)又は興行主の同意を得て興行入場券の販売を業として行う者)が、(i)当該興行入場券の売買契約の締結に際し、興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨を明示し、かつ、(ii)その旨を当該興行入場券の券面に表示し又は当該興行入場券に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に当該興行入場券に係る情報と併せて表示させたものであること

興行が行われる特定の日時及び場所並びに入場資格者又は座席が指定されたものであること

興行主等が、(i)当該興行入場券の売買契約の締結に際し、入場資格者・購入者

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

の氏名及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先⁵を確認する措置を講じ、かつ、(ii) その旨を の方法により表示し又は表示させたものであること

そして、「特定興行入場券」を、興行主の事前の同意を得ずに、業として、興行主等の当該特定興行入場券の販売価格を超える価格をその販売価格として有償譲渡する行為が、「特定興行入場券の不正転売」に該当することとなります。

第3条に定める特定興行入場券の不正転売の禁止、4条に定める特定興行入場券の不正転売を目的とする特定興行入場券の譲受けの禁止の規定に違反することは、いずれも刑事罰の対象となっており、1年以下の懲役・100万円以下の罰金（又は併科）が科されることとなります。

・ 興行入場券の適正な流通の確保に関する措置

また、チケット不正転売禁止法は、特定興行入場券の不正転売の防止・興行入場券の適正な流通確保を目的として、興行主等に対して、以下のような努力義務を課しています。

興行主等は、特定興行入場券の不正転売を防止するため、興行を行う場所に入場しようとする者が入場資格者と同一の者であることを確認するための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする（5条第1項）

興行主等は、興行入場券の適正な流通が確保されるよう、興行主等以外の者が興行主の同意を得て興行入場券を譲渡することができる機会の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする（5条第2項）

興行主等は、興行入場券の適正な流通が確保されるよう、当該興行主等の販売する興行入場券について、正確かつ適切な情報を提供するとともに、興行入場券の購入者その他の者からの相談に適切に応ずるよう努めなければならないこと（6条第2項）

IV. おわりに

チケット不正転売禁止法は、より多くの人々に観劇・観戦の機会を提供することで、ライブ・エンターテインメント市場の振興を側面から支援するものであり、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けての重要な施策の一つと考えられています。もっとも、同法の施行によってコンサートやスポーツイベント等の各種興行の現場におけるビジネス慣行がどのように変化するかについては未知数の部分があり、今後の動向が注目されます。本法に限らず、観光産業の振興という観点からも工

⁵ 入場資格者が指定された興行入場券の場合。座席が指定された興行入場券の場合には、購入者の指名及び連絡先。

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

エンターテインメント市場の活性化に向けての法整備は喫緊の課題と認識されており、関係する事業を営む企業においては議論の動向に注視すべきといえます。

弁護士 高宮 雄介

☎ 03 6266 8744

✉ yusuke.takamiya@mhmjapan.com

弁護士 松本 亮孝

☎ 03 5223 7742

✉ ryoko.matsumoto@mhmjapan.com

NEWS

➤ 伊藤 康太 弁護士が入所しました

【伊藤 康太 弁護士からのご挨拶】

皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、森・濱田松本法律事務所にて執務させていただくことになりました、伊藤 康太と申します。

2012年に弁護士登録をして以来、約3年11か月にわたり、牛島総合法律事務所にて、主に、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、不動産関連、ITシステム開発及び国際親族・相続等に関する多様かつ幅広い法務案件を扱い、研鑽を積んで参りました。また、2016年10月から、約2年2か月にわたり、金融庁及び証券取引等監視委員会事務局証券検査課にて、専門検査官として、証券検査等に関係した金融関連規制、コーポレート・ガバナンス、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策並びに国際関係の業務等に深く関わらせていただきました。

森・濱田松本法律事務所におきまして、これまでの経験を活かすとともに、より専門性を深め、ご依頼をいただく皆様のお役に立てるよう、最善を尽くす所存です。皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。

➤ The Legal 500 Asia Pacific 2019 にて高い評価を得ました

The Legal 500 Asia Pacific 2019 にて、当事務所は日本における下記の分野で上位グループにランキングされ、16名の弁護士が各分野で Leading lawyers に選ばれました。当事務所のバンコクオフィスおよびヤンゴンオフィスにおいても下記の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士が各分野で高い評価を得ております。

なお、ヤンゴンオフィスは日本の法律事務所として唯一、ランキングされております。

詳細は Legal 500 のウェブサイトに掲載されております。

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

分野

JAPAN

Tier 1

- Antitrust and competition law
- Banking and finance
- Capital markets
- Corporate and M&A
- Dispute resolution
- Investment funds
- Labour and employment
- Projects and energy
- Restructuring and insolvency

Tier 2

- Intellectual property
- Real estate and construction
- Risk management and investigations
- Tax

MYANMAR

Tier 2

- Corporate and M&A
- Projects

THAILAND (Chandler MHM Limited)

Tier 1

- Projects and Energy

Tier 2

- Banking and Finance
- Corporate and M&A

Tier 3

- Real estate and construction

弁護士

Leading lawyers – JAPAN

- Antitrust and competition law: 伊藤 憲二、宇都宮 秀樹
- Banking and finance: 小林 卓泰
- Capital markets: 鈴木 克昌
- Corporate and M&A: 桑原 聡子、石綿 学
- Dispute resolution: 関戸 麦
- Intellectual property: 小野寺 良文、岡田 淳

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

- Investment funds: 三浦 健、竹野 康造
- Labour and employment: 高谷 知佐子
- Projects and energy: 小林 卓泰
- Real estate and construction: 小澤 絵里子
- Restructuring and insolvency: 藤原 総一郎
- Risk management and investigations: 藤津 康彦
- Tax: 大石 篤史

Leading lawyers – THAILAND (Chandler MHM Limited)

- Banking and finance: ジェッサダー・サワッディボン
- Corporate and M&A (including Capital Markets): ラッタナ・プーンソムバットラート
- Projects & Energy: ジェッサダー・サワッディボン、ラッタナ・プーンソムバットラート

Next generation lawyers – JAPAN

- Banking and finance: 末廣 裕亮
- Capital markets: 田井中 克之
- Labour and employment: 安倍 嘉一
- Projects and energy: 末廣 裕亮、村上 祐亮
- Tax: 小山 浩

Next generation lawyer – MYANMAR

- Corporate and M&A: 井上 淳
- Next generation lawyer – THAILAND
- Projects and energy: ノッパモン・テーウイット・インタリップ

- 当事務所は、LGBT カップルにも婚姻の権利を認めるべきであるとの在日米国商工会議所 (ACCJ) の意見書に賛同する表明を行いました。この表明は、日系法律事務所としては第一号となります

2019 年 2 月 14 日に日本外国特派員協会で開催された日本組織内弁護士協会 (JILA) 及び Women in Law Japan (WILJ) 等との共同記者会見の場において、石黒 徹 弁護士が、当事務所が ACCJ の同性婚に関する意見書に賛同したことを報告しました。このような賛同表明は、日系法律事務所としては第一号、日本に拠点を置く法律事務所としてはモリソン・フォースターLLP に続く第二号となるものです。

石黒 徹 弁護士による報告の内容は、以下のとおりです。

「当事務所は、先日、ACCJ の LGBT に関する意見書へ賛同することを決定しました。当事務所は法律家集団として日本国憲法の下の人権問題を大変重要に考えており、その一環として、LGBT 等の性的マイノリティの個人の尊厳、法の下

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

平等、幸福追求権等の人権を擁護・促進していきたいと考えています。それとともに、企業法務の専門家集団として、ビジネスや企業活動に非常に近い、正に企業活動そのものに関する様々な課題についてリーガルサービスを提供している立場にある中で、ACCJのビジネスまたは日本企業の国際的競争力の観点からの政策提言である本意見書にも大いに共感しました。このような背景により、約100人の事務所のパートナーの総意に基づき、事務所として本意見書をエンドースすることを決定しました。当事務所は、日本の法律事務所としては、本意見書をエンドースする第一号であると聞いています。私どもの今回の賛同表明が、他の法律事務所が同様の行動をとるきっかけとなり、更にJILAおよびWLIJの本日付の賛同表明と相俟って、企業その他の多くの団体がこの問題に関心を持つことの一助になり、延いては、日本の立法府が同性婚を認める法律を一刻も早く成立させることに少しでもつながれば幸いと思っています。それと同時に、当事務所としては、今後も事務所内外における一人一人の個人の個性を尊重し、すべての人が生き生きと生活し活躍できる環境の整備に貢献していきたいと考えています。」

▶ Chambers Global 2019 にて高い評価を得ました

Chambers Global 2019 で、当事務所は日本における以下の分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士がその分野で高い評価を得ました。当事務所のバンコクオフィスおよびヤンゴンオフィスにおいても下記の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士が下記の分野にて高い評価を得ております。

なお、ヤンゴンオフィスは日本の法律事務所として唯一、GENERAL BUSINESS LAW: INTERNATIONAL FIRMS – MYANMAR の分野でランクインし、ヤンゴンオフィスの代表である武川 丈士が日本人として唯一ランクインしております。詳細は Chambers のウェブサイトに掲載されております。

森・濱田松本法律事務所

JAPAN

- Banking & Finance (Band 1)
- Capital Markets (Band 1)
- Capital Markets: Securitisation & Derivatives (Band 1)
- Corporate/M&A (Band 1)
- Corporate/M&A: Foreign Expertise – China (Spotlight Table)
- Dispute Resolution (Band 2)
- Intellectual Property (Band 2)
- International & Cross-Border Capabilities (Japanese Firms) (Spotlight Table)

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

CHINA

- Corporate/M&A (International Firms) - Japan (Spotlight Table)

MYANMAR

- General Business Law (Band 4)
- General Business Law: International Firms (Band 2)

THAILAND (Chandler MHM Limited)

- Banking & Finance (Band 2)
- Corporate/M&A (Band 2)
- Projects & Energy (Band 1)

弁護士

JAPAN

- Banking & Finance
Leading Individual: 桑原 聡子、佐藤 正謙、小林 卓泰、青山 大樹
- Banking & Finance: Financial Services Regulation
Senior Statespeople: 石黒 徹
- Capital Markets
Leading Individual: 鈴木 克昌、尾本 太郎
Senior Statespeople: 石黒 徹
Up and Coming: 根本 敏光
- Capital Markets: J-REITs
Leading Individual: 藤津 康彦、尾本 太郎
- Capital Markets: Securitisation & Derivatives
Leading Individual: 佐藤 正謙、江平 享
- Corporate/M&A
Leading Individual: 菊地 伸、桑原 聡子、棚橋 元、土屋 智弘、石綿 学、大石 篤史、松村 祐土、紀平 貴之、小島 義博
Recognised Practitioner: 林 宏和
Foreign expert for China: 射手矢 好雄
- Dispute Resolution
Leading Individual: 関戸 麦
Foreign expert for China: 射手矢 好雄
- Intellectual Property
Leading Individual: 三好 豊
Foreign expert for China: 小野寺 良文

CHINA

- Corporate/M&A (International Firms)
Expertise based abroad in Japan: 射手矢 好雄

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

- Dispute Resolution: Arbitration (International Firms)

Expertise based abroad in Japan: 射手矢 好雄

- Intellectual Property (International Firms)

Expertise based abroad in Japan: 小野寺 良文

MYANMAR

- General Business Law

Leading Individual: ウィン・ナイン

- General Business Law: International Firms

Recognised Practitioner: 武川 丈士

THAILAND (Chandler MHM Limited)

- Banking & Finance

Leading Individual: ジェッサダー・サワッディボン

Senior Statespeople: アルバート・チャンドラー

Recognised Practitioner: ジョセフ・ティスティウォン

- Corporate/M&A

Leading Individual: ラッタナ・プーンソムバットラート

- Projects & Energy

Leading Individual: ジェッサダー・サワッディボン、ジョセフ・ティスティウォン

Senior Statespeople: アルバート・チャンドラー

➤ パートナーおよびオブ・カウンセル就任のお知らせ

本年1月1日付にて、下記の11名の弁護士がパートナーに就任いたしました。

【パートナー】

安倍 嘉一、井上 淳、田井中 克之、田中 浩之、藤田 知也、松井 裕介、栗原 宏幸、近澤 諒、蓮本 哲、森 規光、吉田 和央

また、同日付で5名の弁護士がオブ・カウンセルに就任いたしました。

【オブ・カウンセル】

佐々木 奏、岸 寛樹、石川 大輝、新井 朗司、チョン・チア・チャー

今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、日々研鑽に努めて参ります。引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm_info@mhmjapan.com

03-6212-8330

www.mhmjapan.com